

## 例題6

助教授 濱本 正太郎

shotaro@rokkodai.kobe-u.ac.jp

12月21日までに e-mail で届いた答案は添削してお返しします。

\*\*\*\*\*

以下は、高木健一『今なぜ戦後補償か』(講談社現代新書、2001)215頁以下からの引用である。

「日本の矛盾

戦後補償裁判で常に大きな論点となっているのは、戦争により被害を受けた個人が加害国に対して損害賠償請求権を直接行使できるかどうか、である。

.....第一次大戦後のヴェルサイユ条約において、個人の受けた損害に対する補償という側面が明文化された。

日本はこのとき、戦勝国側として戦争犯罪を確定する一五カ国の委員会のメンバーとなり、日本国と被害者個人の損害をドイツに請求した。つまり、日本はこの段階で、国際人道法違反の行為に対する被害者個人の損害賠償請求権を認め、積極的にその実践に努力したのである。

しかし、戦後補償裁判において、被告である日本国の代理人は、国際法違反を援用できるのは国家のみであるとして、個人による請求を認めようとしなない。」

問1 この日本の立場は矛盾ではない(=高木の議論は誤りである)と主張せよ。

問2 この問題に関する日本の立場を、上の議論とは別の観点から、批判せよ。

- a) 日本の立場を整理
- b) その国際法上の難点を指摘

注意 いつものことながら、回答者の真意にかかわらず、求められたとおりに回答すること。